

# 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人玉手山学園は、女性職員が個々の能力を十分に発揮し、活躍できる職場環境を目指すために、以下の行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和4年6月1日～令和9年5月31日までの5年間

## 2. 目標と取組内容

目標1：管理職(事務職員)に占める女性比率を25%以上とする

＜取組内容＞

令和9年5月末までに以下の取組を行う

- ・役員及び管理職を対象に、女性活躍推進法に基づく行動計画を周知し、目標達成に向けた取組を検討する
- ・学内における女性職員の昇級・昇格についての意識啓発を行う

目標2：専任教職員の有給休暇取得日数を年間平均10日以上とする

＜取組内容＞

令和9年5月末までに以下の取組を行う

- ・専任教職員に対し、有給休暇取得についての奨励及び周知を継続的に行う
- ・部署内において、担当業務の可視化・分散化を行い、有給休暇を取得しやすい環境作りを行う

## 3. 女性活躍に関する情報公表(令和4年度)

- ・管理職(事務職員)に占める女性の割合：26.92%
- ・専任教職員の年間平均有給休暇取得日数：9.99日
- ・男女の賃金の差異

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全教職員	79.4%
専任教職員	82.4%
非常勤講師・パート	74.5%

対象期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日

賃金:基本給・扶養手当・その他諸手当・賞与等を含み、通勤手当・退職金を除く

※賃金は性別に関係なく同一の基準を適用しているが、職種毎の人員構成の違いにより男女で差が生じている。

以上